

しなの鉄道活性化協議会規約の一部改正について

法の改正、構成団体の住民代表者の変更の事由により、関連規約を下記のとおり改正する。

記

1. 規約第1条（目的）関係

改正の理由：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正のため

改正前	改正後
<p>（目的）</p> <p>第1条 しなの鉄道活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため設置する。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 しなの鉄道活性化協議会（以下「協議会」という。）は、<u>鉄道利用者の増加をはじめとする地域公共交通全体の活性化に向けた具体的な事業計画（以下「協議会事業計画」という。）の作成に関する協議及び協議会事業計画の実施に係る連絡調整、並びにしなの鉄道(株)がしなの鉄道線において実施する、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業及びバリアフリー化設備等整備事業に係る生活交通改善事業計画（以下「生活交通改善事業計画」という。）の策定及び変更の協議、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業についての評価の実施、その結果について地方運輸局長への報告を行うため設置する。</u></p>
<p>（事業）</p> <p>第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>（1） 連携計画の策定及び変更の協議に関すること</p> <p>（2） 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること</p> <p>（3） 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること</p> <p>（4） 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要と認めること</p>	<p>（事業）</p> <p>第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>（1） <u>協議会事業計画の策定及び変更の協議に関すること</u></p> <p>（2） <u>協議会事業計画の実施に係る連絡調整に関すること</u></p> <p>（3） <u>生活交通改善事業計画の策定に係る協議に関すること</u></p> <p>（4） <u>鉄道軌道安全輸送設備等整備事業についての評価の実施、報告に関すること</u></p> <p>（5） 前4号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要と認めること</p>